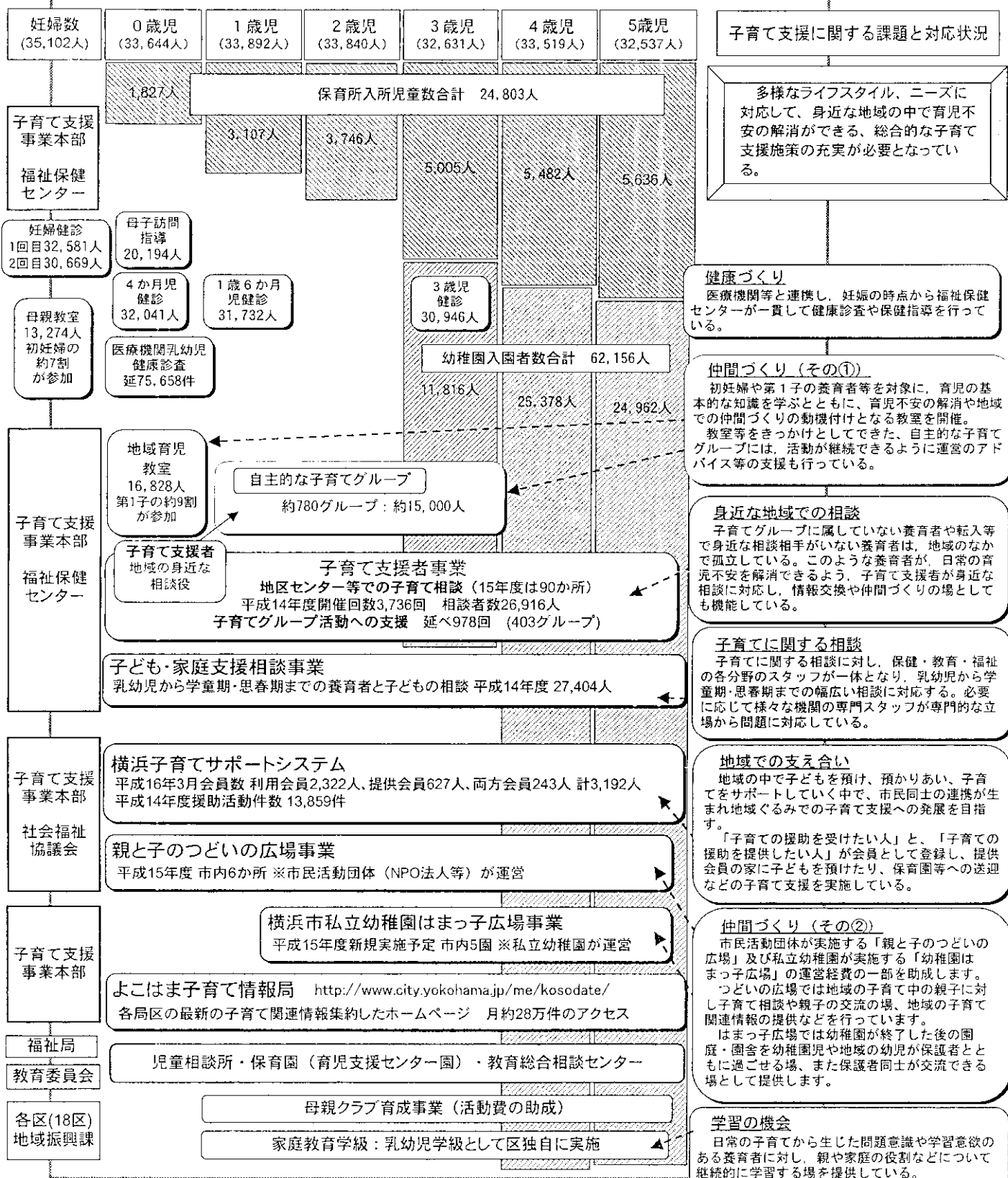


# 生き生きと子どもが育つ環境の整備

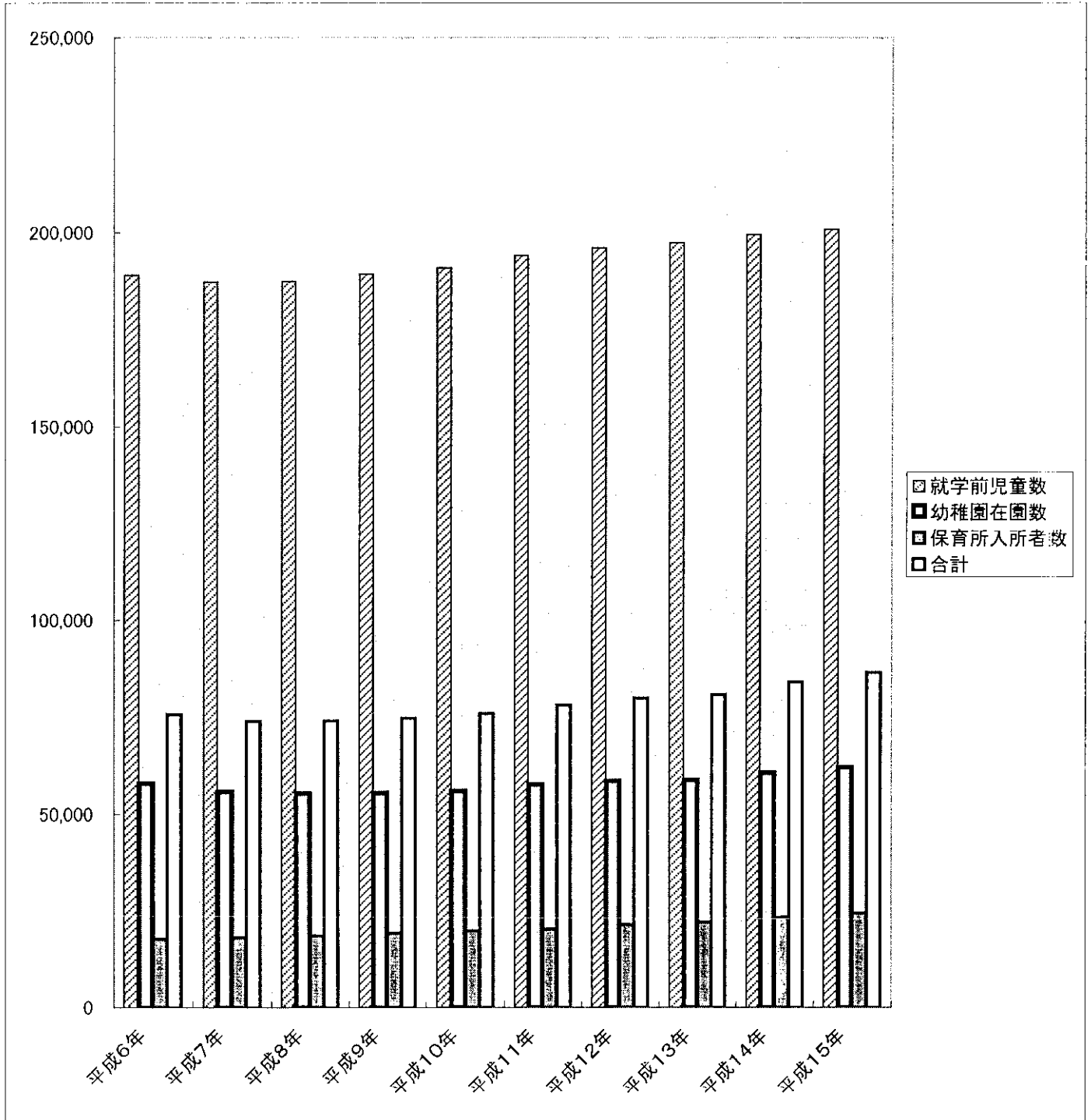
## 乳幼児期の子育て支援施策の現状



【妊婦数】平成14年度妊娠届出数(衛生局業務集計) 【0歳児から5歳児の数】平成15年1月1日現在(総務局統計解析課推計)  
 【保育所入所児童数】平成15年1月1日現在(福祉局業務集計) 【幼稚園入園者数】平成15年5月1日現在(学校基本調査)  
 【事業実績】主に平成14年度実績(各局の業務集計)

# 就学前児童数・幼稚園・保育園入所者数の推移

横浜市



	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
就学前児童数	189,026	187,359	187,503	189,399	191,011	194,210	196,355	197,550	199,720	201,163
幼稚園在園児数	57,891	55,710	55,383	55,467	55,981	57,708	58,535	58,801	60,764	62,156
	30.6%	29.7%	29.5%	29.3%	29.3%	29.7%	29.8%	29.8%	30.4%	30.9%
保育所入所者数	17,777	18,123	18,649	19,278	19,902	20,301	21,412	22,003	23,401	24,400
	9.4%	9.7%	9.9%	10.2%	10.4%	10.5%	10.9%	11.1%	11.7%	12.1%
合計	75,668	73,833	74,032	74,745	75,883	78,009	79,947	80,804	84,165	86,556
	40.0%	39.4%	39.5%	39.5%	39.7%	40.2%	40.7%	40.9%	42.1%	43.0%

- ・平成7年までの就学前児童数は各年5月1日現在(教育委員会資料による)
- ・平成8年以降の就学前児童数は各年3月31日現在(企画局人口統計による)
- ・他のデータは平成9年(7月1日現在)を除いて各年4月1日現在

# 待機児童解消3か年計画について

横浜市

## 【特徴】

- ☆ サービスの質を確保しつつ、短期間に過去最大の整備を行います。
- ☆ 民間の力を最大限に活用します。
- ☆ 既存施設の活用等によりコストを抑制します。

## 【ポイント】

- 1 重点的かつ緊急に整備が必要な地域の用地取得
- 2 土地造成等への助成
- 3 幼稚園の活用
- 4 その他民間主体の活用（整備促進事業・園庭要件の緩和・賃借料助成）

## 【今後の整備量】

(単位：人)

	14年度 予算(決算)	15年度 (決算)	16年度 (予算)	17年度	3年間 合計	中期政策プラン 計画
認可保育所	1,170(858)	1,603 (1,706)	1,560 (2,810)	1,550	4,713	6,850

## 【新整備方針】

### <現行整備手法への新たな対応>

現在の整備手法	主な課題	課題への対応
市有地貸付	待機児童対策上、重要と思われる地域での既存市有地の減少傾向	<b>1 重点的かつ緊急に整備が必要な地域（既存市有地でカバーできないエリア）においては用地を取得して整備を行います。</b> <b>2 土地造成、道路拡幅等への助成制度を創設します。</b>
学校余裕教室活用	保育ニーズと余裕教室所在地のミスマッチ	
建物買収費用補助	集合住宅等の場合、入居者用とはならないことによる、調整の困難性	
駅前再開発事業	即効性（長期間になる事業期間）	

### <新たな整備促進策>

現状	主な課題	課題への対応
保育所設置認可の規制緩和措置を受けて、学校法人やその他の民間主体が保育事業への参入を考えたも、設置費用などへの補助制度がないなどから、参入しにくい。	<b>&lt;初期投資の負担&gt;</b> 既存施設等の改修費用が、現状では全て自己負担になる。  <b>&lt;園庭の確保&gt;</b> 集合住宅やテナントビル等を活用する場合、利便性の高い場所ほど園庭の確保が困難。  <b>&lt;開園後の賃借料負担&gt;</b> 賃借物件により保育所を運営する場合、賃借料の財源確保が課題。	<b>3 幼稚園の活用</b> 下記の諸制度を活用して保育所併設を促進します。 <b>4 その他民間主体の活用</b> (1) <b>整備促進事業の実施</b> 施設の改修費、新築の設備整備費、増築経費に対する補助を行います。(平成15年度より実施) (2) <b>園庭要件の緩和</b> 公園等では対応しにくい遊び等に配慮しつつ、専用園庭の確保要件を緩和します。(概ね基準の2分の1を想定) (3) <b>賃借料助成制度の創設</b> <b>建物等に係る賃借料の一部を助成する制度を創設します。</b> (平成17年度までに設置する施設、補助期間10年間)

## 【幼稚園を活用した待機児童対策】

- |                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 1 幼稚園預かり保育事業      | 48園（平成16年4月現在）               |
| 2 幼稚園敷地内での認可保育所整備 | 1か所（平成16年4月現在）、平成16年度整備予定1か所 |
| 3 幼稚園と横浜保育室との併設   | 5か所（平成16年4月現在）               |

## 保育士資格、幼稚園教諭免許の相互取得の促進について

## 【規制改革推進3カ年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）】

(個別分野)

## 2 保育分野

## (1) 幼稚園と保育所の連携の促進

## ① 幼稚園教諭免許・保育士資格の相互取得の促進

幼稚園と保育所の連携を一層促進するため観点から、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格を（免許を）取得することを促進する。

具体的には幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しようとする場合、保育士試験の8科目のうち筆記試験のうち、例えば「教育原理」など、幼稚園教諭免許の取得に当たって最低限必要な取得科目に含まれている科目については試験を免除する。

【平成15年度中に措置】

また保育士資格所有者が幼稚園免許を取得しようとする場合、現行制度上、大学等において必要単位を修得する以外の方法をとることが困難であるため、教員資格認定試験によっても幼稚園教諭免許を取得することについて検討することも含め、必要な措置を講ずる。

【平成15年度中に検討・結論】

## 【措置状況】

## ◆ 保育士試験における科目免除

「幼稚園教諭免許を有する者については、保育士試験の科目のうち、筆記試験科目の発達心理学、教育原理、並びに実技試験の保育実習実技を免除することができる。」（平成15年12月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）

保育士試験（実施主体：都道府県）

<筆記試験科目> ①社会福祉 ②児童福祉 ③発達心理学及び精神保健  
④小児保健 ⑤小児栄養 ⑥保育原理  
⑦教育原理及び養護原理 ⑧保育実習筆記

&lt;実技試験科目&gt; ⑨保育実習実技

\*免除科目は ③のうち発達心理学 ⑦のうち教育原理 ⑨保育実習実技

## ◆ 幼稚園教員資格認定試験の創設

受験対象者 : 保育士資格を有し、保育所の在職経験者

試験開始年度 : 平成17年度

授与免許状 : 幼稚園教諭二種免許状

試験内容 : 教職に関する知識等

## 総合施設に係る主な検討事項（案）

### 1 総合施設の機能・サービス

#### (1) 基本的な役割・機能

- ① 次代を担う子どもの育ちを支える一貫した次世代育成支援及び幼児教育のための施設・サービス
- ② 地域の子育て家庭の多様なニーズに応える施設・サービス
- ③ 待機児童の解消に資する施設・サービス等

#### (2) サービス内容

- ・(1)の基本的な役割・機能を踏まえ、総合施設においては、どのようなサービスを提供するか。

### 2 利用

- ・利用できる者の範囲
- ・入所の仕組みなど利用方法

### 3 総合施設の施設・人員・運営の基準

- ・設置できる主体
- ・備えるべき構造設備
- ・従事者が有すべき資格
- ・職員配置基準
- ・保育・教育内容及び運営の基準

### 4 費用負担の在り方

- ・国と地方の負担など財源の在り方
- ・利用者の利用料負担の在り方

### 5 その他

- ・基盤整備の在り方
- ・既存制度との関係
- ・その他

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄）（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）

#### ④ 新しい児童育成のための体制整備

近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする（平成 18 年度までに検討）。

## 在り方・求められる機能（案）

### ① 次代を担う子どもの育ちを支える一貫した次世代育成支援及び幼児教育のための施設・サービス

- ・ 子どもの視点に立ち、子どものしあわせを第一に、保護者の就労形態等で区別せず、就学前のすべての子どもに対し質の高い保育・教育を提供することにより、その育ちを支える。
- ・ サービスの内容及び提供主体の多元化を図る。

### ② 地域の子育て家庭の多様なニーズに応える施設・サービス

- ・ 子育て家庭の視点に立った、利用しやすい施設・サービス。
- ・ すべての子育て家庭への支援を行う。
- ・ 地域の自主性を尊重した柔軟な制度設計。

### ③ 待機児童の解消に資する施設・サービス



すべての子どもの育ちと  
家庭の子育てを支える